

○ 厚岸町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた町民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整等を行うため、厚岸町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、厚岸町真栄3丁目1番地厚岸町役場内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる委員で構成し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選により決定する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、事前に会長に報告することで、代理の者を出席させることができるものとし、会長は、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、厚岸町地域公共交通活性化協議会専門部会規程に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、厚岸町町民課に置く。

3 事務局に、事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、厚岸町地域公共交通活性化協議会事務局規程に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、厚岸町地域公共交通活性化協議会財務規程に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、厚岸町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成29年3月23日から施行する。

別表（第4条関係）

法(※)の規定区分		組織及び団体等	委員
第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体	厚岸町	町長が指名する者
第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	くしろバス株式会社	代表又は代表が指名する者
		北海道旅客鉄道株式会社厚岸駅	
		桜ハイヤー株式会社	
	道路管理者	国土交通省北海道開発局釧路開発建設部	釧路開発建設部長が指名する者
		北海道釧路総合振興局釧路建設管理部	釧路総合振興局長が指名する者
		厚岸町建設課	町長が指名する者
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	北海道釧路方面厚岸警察署	厚岸警察署長が指名する者
	地域公共交通の利用者	厚岸町自治会連合会	代表又は代表が指名する者
		厚岸町老人クラブ連合会	
		厚岸町女性団体連絡協議会	
		厚岸町商工会	
		厚岸観光協会	
		その他の地域公共交通の利用者	町長が指名する者
	学識経験者 その他の当該地方公共団体が必要と認める者	国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局	釧路運輸支局長が指名する者
		北海道釧路総合振興局地域創生部	釧路総合振興局長が指名する者
		社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会	代表又は代表が指名する者
		日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合くしろバス支部	
		学識経験者その他必要と認める者	必要に応じて町長が指名する者

※ 法とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律をいう。